
令和 8 年 第 2 回 芦屋町議会臨時会会議録 (第 1 日)

令和 8 年 7 月 14 日 (火曜日)

議 事 日 程 (1)

令和 8 年 7 月 14 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 報告第 8 号 専決処分事項の報告について

第 4 報告第 9 号 専決処分事項の報告について

第 5 発議第 2 号 議員定数調査特別委員会の設置に関する決議について

追加日程第 1 議案第 45 号 令和 8 年度芦屋町一般会計補正予算 (第 2 号)

【 出 席 議 員 】 (12 名)

1 番 長島 毅	2 番 原崎 功典	3 番 守田 政孝	4 番 田中 太
5 番 香田 一之	6 番 中西 智昭	7 番 本田 浩	8 番 松岡 泉
9 番 内海 猛年	10 番 妹川 征男	11 番 川上 誠一	12 番 辻本 一夫

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横田 和雄	書記 岡本 賢治	書記 鶴原 清華
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	貝掛俊之	副町長	吉永博幸	教育長	三桝賢二
総務課長	本石美香	財政課長	智田寛俊	都市整備課長	小田武文
生涯学習課長	水摩秀徳				

【 傍 聴 者 数 】 (なし)

午前10時01分開会

○議長 辻本 一夫君

一同起立、礼、おはようございます。着席願います。

ただいまから令和8年第2回芦屋町議会臨時会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 会期の決定について

○議長 辻本 一夫君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 辻本 一夫君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、2番、原崎議員と11番、川上議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

次に日程第3、報告第8号および日程第4、報告第9号については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

皆さんおはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

報告案件でございます。

報告第8号の「専決処分事項の報告」につきましては、総合体育館非常用電源整備工事の請負契約の変更について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第9号の「専決処分事項の報告」につきましては、庁舎非常用電源整備工事の請負契約の変更について、「地方自治法」第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第3、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第4、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ここで、報告議案のみに係る執行部の説明員は退場をお願いします。

〔執行部説明員 退場〕

日程第5．発議第2号

○議長 辻本 一夫君

次に日程第5、発議第2号を議題といたします。

芦屋町議会会議規則第53条の規定により、ここで副議長と交代します

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長 長島 毅君

それでは12番、辻本議員に発議第2号の趣旨説明を求めます。

辻本議員。

○議員 12番 辻本 一夫君

12番、辻本です。

「議員定数調査特別委員会の設置に関する決議」について趣旨説明をさせていただきます。

芦屋町議会においては、平成25年12月に議員定数を13人から1名減の12人とする条例改正を行って現在に至っています。その当時の人口は約1万5,000人、現在1万2,000人強ということで、3,000人減少しているという状況があります。なお、本町の人口については将来推計においてもさらなる人口減少と高齢化の進行が見込まれており、今後は人口に応じた定数に見直すといったことも検討していく必要があると考えています。昨今の人口動態につきましては全国的に減少傾向が続いており、各地の自治体において議員定数の見直し等がなされております。なお、この近隣の町村の中では、言っていないかどうか分かりませんが、遠賀町が人口約1万9,000人、それを次期の改選期から13名を10人にするという決議がなされていることは皆さん御承知のとおりだと思います。こういったことも考えていく必要があると思っています。

一方、行政監視機能や政策立案、政策提言機能など地方自治体議会にはこれまで以上に重要な役割が求められております。そういったことから昨年、議員グループによる商工会、観光協会等の各種団体と意見交換会を行いました。そして、課題を整理し、本年の6月定例会に「観光施策に関する決議」の提出など、議会機能の充実に向けた取組を進めているところであります。また、全国的には議員のなり手不足や若年層の政治参加を促進する視点から、全国町村議会議長会より数年前から、議員報酬についての提言がなされております。この件につきましては、私は今回の議員定数見直し後に、この報酬に関する内容についても協議をしていく必要があると考えております。

このような状況を踏まえて、本町議会においても議員定数のあり方について調査検討を行う必要性を感じておりますので、来年予定されている町議会議員選挙前に現在の議員が責任を持ってその方向性を示すことは、将来に持続可能な議会運営を図る上で極めて重要なことだと考えています。

したがって、本特別委員会は人口動向、類似団体との比較や議会機能への影響など様々な視点から総合的に調査検討を行うために「議員定数調査特別委員会設置」を求めるものでございます。

以上簡単でございますが、皆様方がこの趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長 長島 毅君

以上で辻本議員の趣旨説明は終わりました。

只今から質疑を行います。

日程第5、発議第2号についての質疑を許します。

○副議長 長島 毅君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

発議第2号に関連する質疑を行います。

この議員定数の見直しの問題については全員協議会の中でも論議されましたが、全員協議会の中では議会改革の一環として議員定数の削減が取り上げられておりました。議会改革は議会・議員に対する不信感を取り除くために必要であり、ポイントは民意をより正確に反映すること、議会のチェック機能強化と情報公開の拡大、住民代表の多様性のある議員による議会制民主主義の徹底などが中心であると考えます。今回の決議は議員定数の見直しを求めるものですが、全協で出された議会審議・運営のあり方や議会改革の中心である議会基本条例の制定、タウンミーティング、議会報告会等についてはどう考えているのか、それについて、まず最初に伺います。

○副議長 長島 毅君

答弁を求めます。辻本議員。

○議員 12番 辻本 一夫君

ちょっと、私も今、分かりにくいところがあったんですが、まず議会改革は様々な中身があります。前回の議会運営委員会でも協議していただいておりますけれども、委員会の開催のあり方、それから広報委員会のあり方等々ありますけれども、私が今回考えているのは、まず議会改革の第一歩はこれだと思っています。

ちょっと今、説明のとき申し上げませんでしたけれども、定数の見直しにつきましては令和7年度の行政視察のテーマにさせていただくようにお願いし、また勉強もしていただいておりますし、全員協議会でも議会改革の一環としてこれを考えていきますので「勉強しておいてください」という話をしておりました。そういうことも踏まえておりますけれども、とにかく、この定数見直しというのが今の人口動態からして、近隣の自治体のあり方からして、やはりここは検討していかざるを得ない、検討をしていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○副議長 長島 毅君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは決議の中について伺います。

決議の中では、全国的にも議員定数の見直しが進む中、近隣自治体でも議員定数の削減が行われているとして削減の必要性を表しています。

２０００年に施行された地方分権一括法の制定の審議の中で、都道府県議会制度研究会の報告では「議員定数は議会の審議能力、住民意思の適正な反映を基本とすべきであり、議会の役割がますます重要となっている現在においては単純な一律削減論は適当ではない。争って定数削減を行うことは地域における少数意見を排除することになりかねない。」と定数削減に異を挟んでいます。議会に求められるのは住民の多様なニーズや意思を正確に反映できるだけの議員の数であり、議会・議員本来の役割が発揮できるよう質的向上を図ることではないかと考えますが、その点はどうなのでしょう。

○副議長 長島 毅君

辻本議員。

○議員 １２番 辻本 一夫君

今、最後に出ました議員の質的向上という話が出ました。先ほど説明申し上げましたけども、各種団体と昨年、意見交換会を行いました。そして、６月の定例議会で観光施策に関する決議をしていただきました。これがまさに議会に今、求められていることだと私は思っています。そういうことを、これも、今、何と言いますか、議員の町村議会に求められている中身ではないかと思っています。

一方、今、住民の意思・意見の話が出ましたけれども、今、芦屋町は１万２，０００人弱ですから、そうすると千人に１人の議員です。今から特別委員会を設置していただければ、その中で検討、勉強していくことになってまいります。やはり、この数を非常に芦屋は人口の割に議員数、議員の比率というのは高いと思っています。そこら辺りも含めて、一番求められているのは、やはり議会活動のあり方というのも十分あると思いますので、その辺りも含めて検討していただくことになると思います。

以上です。

○副議長 長島 毅君

川上議員。

○議員 １１番 川上 誠一君

決議の中では「将来にわたって持続可能な議会運営を図る」となっていますが、議員を削減するだけで持続可能な議会運営が図れるとは思われません。議会の定数削減問題はあるべき議会の姿を論じ、将来像を定める中で論議することではないでしょうか、その点について伺います。

○副議長 長島 毅君

辻本議員。

○議員 １２番 辻本 一夫君

今の質問はですね。それぞれ様々な御意見があると思います。そこら辺りを含めて特別委員会で検討していただければと思っています。

以上です。

○副議長 長島 毅君

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 長島 毅君

ないようですから、発議第２号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第５、発議第２号については特別委員会の設置に関する決議案でありますので、この際、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 長島 毅君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第５、発議第２号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 長島 毅君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第５、発議第２号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○副議長 長島 毅君

満場一致であります。よって、発議第２号は原案を可決することに決定いたしました。

なお、本特別委員会は調査期間が調査終了までとなっておりますので、閉会中の継続調査も併せて行うこととしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長 長島 毅君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

それでは辻本議員、議長席にお着き願います。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長 辻本 一夫君

それでは、本特別委員会の正副委員長につきまして、ただいまから互選していただき、その結果を後ほど報告してください。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 19 分休憩

.....

午前 10 時 45 分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

議員定数調査特別委員会におきまして「正副委員長の互選」が行われ、結果報告がなされました。議員定数調査特別委員会、委員長に田中議員、副委員長に内海議員、以上のとおり決定いたしました。

ここで、発議第 2 号が可決されたことにより、新たな議案が提出されております。

お諮りします。この議案は緊急を要するものと思われまますので、直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

----- . ----- . -----

追加日程第 1. 議案第 4 5 号

○議長 辻本 一夫君

追加日程第 1、議案第 4 5 号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 貝掛 俊之君

それでは、本日追加提案いたしております補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算議案でございますが、議案第 4 5 号の「令和 8 年芦屋町一般会計補正予算（第 2 号）」につきましては、歳入歳出それぞれ、1 6 8 万 4, 0 0 0 円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、議会特別委員会の設置に伴う議員の費用弁償及び調査旅費を計上するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

追加日程第1、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですので質疑を終わります。

お諮りします。追加日程第1、議案第45号については総務財政委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

議案第45号については総務財政委員会に審査を付託しておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

総務財政委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

○総務財政常任委員会委員長 内海 猛年君

報告第10号、令和8年7月14日、芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、内海猛年。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第４５号、満場一致、原案可決。

以上、報告終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について、質疑を行います。

総務財政委員長に対する質疑を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

追加日程第１、議案第４５号の討論を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。追加日程第１、議案第４５号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第４５号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和８年第２回芦屋町議会臨時会を閉会します。

一同起立、礼。お疲れさまでございました。

午前 11 時 12 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員